

第1回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年6月18日（月） 15：30～17：30

開催場所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：《委員》

安藤委員、石田委員、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、長谷川委員、
水木委員（敬称略）

《事務局》

赤松こども部長、増山こども部次長、北野こども育成室長、
西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事、
山本南保育園長、荒木のびのび子育てプラザ主幹

傍聴者：4人

次第：1 委員委嘱状の交付

2 こども部長あいさつ

3 懇談会委員紹介

4 事務局職員紹介

5 座長及び副座長の選出

6 案件

(1) 吹田市公立保育所のあり方懇談会設置の趣旨について

(2) 吹田市の保育行政の現状について

(3) 今後の懇談会の運営について

(4) その他

議事要旨：

1 委員委嘱状の交付

※赤松部長より各委員に委嘱状を交付。

2 こども部長あいさつ

3 懇談会委員紹介

4 事務局職員紹介

5 座長及び副座長の選出

○座長の選出

※委員の互選により安藤委員を座長に選出。

○副座長の選出

※委員の互選により石田委員を副座長に選出。

○座長、副座長、それぞれ着任のあいさつ。

○事務局より、会議の公開について説明。

○各出席委員より、自己紹介及びあいさつ。

6 案件

(1) 吹田市公立保育所のあり方懇談会設置の趣旨について

《事務局》 資料説明

《委員A》 資料p.1の文中に「民営化への対応」と限定された文言があり、驚いている。民営化のあり方を議論する場だと思っていたが、民営化ありきという印象を受けた。民営化が先にある話なのか。

《事務局》 基本的には、昨年11月に市として政策決定をしている。現在、公立保育所が18園あるが、現段階でとりあえず5園を民営化する。また、現状は不透明な状況だが、「総合こども園法」を踏まえ、残り13園のあり方もこの場で考えていただきたい。

《委員B》 なぜ、民営化しないとイケないのかを説明していただきたい。

《事務局》 保育行政は、昔から公立保育所が民間保育所とともに担ってきた。当初は公立保育所が多く、民間保育所の新設が進まない状況が長く続いたが、現在は民間保育所が公立保育所を上回って27園ある。

民間保育所には、新しい公共の担い手としての役割が出てきていると思う。また、保育の役割だけでなく、核家族化が進む中で家庭だけでは子育てがうまくいかないことや虐待等の問題など、新たなニーズが出てきている。こうしたニーズへの対応が行政に求められているが、一定の財源の中で予算の選択と集中の必要に迫られている状況にある。

《委員C》 資料p.8「①保育所別入所状況」の保育所の開所年度に基づいて説明されたと思うが、この表にあるように、民間保育所が昭和23年に開設されているのに対し、公立保育所は昭和26年になって開設されている。また、以前は、私立保育所があったところに公立保育所ができた経緯があることをまず理解していただきたい。

民間委託の趣旨は、サービス内容云々ではなく、財政的なことだと昨年9月の検討会で言われていたと思う。その検討会では、職員を90人ほど削減したいとおっしゃっていたので5園の削減と理解している。

《事務局》 吹田市には平成24年2月10日に策定した「吹田市アウトソーシング推進計画」がある。市民ニーズが多様化・複雑化する中で、すべての公共サービスを国や地方公共団体等の公共機関が担うことは財政、職員数、組織面からも限界がある、というのが基本的な考え方である。その中で、市民や民間団体等も含め、それらの主体が公共サービスの担い手となることが望ましいかどうかをよく検討する必要があるということで議論してきた。

一方で、市民に限った公共サービスには市民や民間が担えないものがある。それらは市が直接提供することを基本とすることが計画で定められているが、アウトソーシングを行う施設の中に公立保育所が選定されたという経緯がある。

《委員C》 「民営化」と言うと企業のイメージがあるが、吹田市の私立保育所はすべて社会福祉法人であり、公的な仕事をしているという自負がある。こうした状況での民間委託であり、企業やNPO等にまで手を広げるのは難しいのではという思いがある。「民間」と言われているが、現状は社会福祉法人であり、子育て支援・就労支援に加えて、地域の福祉委員さんと協働して地域貢献事業を行っており、公共的な部分が多くを占めているということをお知らせしたい。

《委員D》 民間委託せざるを得ないのは予算的な問題が大きいと思うが、極論になるが、たとえば予算が民間並みになれば民間委託する必要はないのではないか。運営のあり方にはい

ろんな選択肢があると思う。

民間園は民間園ですばらしい保育をされている。ただ、民営化の理由が予算がないというものであれば、親の立場としては、子どもにしわ寄せがないように見守りたい思いである。

《委員A》 西宮や尼崎で園長をしていた際に、勤務園や他の園の民間移管を経験した。神戸市では民間委託問題で裁判所に意見書を提出する経験をした。どのケースも財政を削りたいから民間委託した訳だが、西宮の場合は2園でストップしている。財政を削るとするのは公立保育所をなくすだけでなく、民間保育所の予算も削られることになり、本当に苦しい思いをした。西宮では公私間格差是正されていたことも撤廃されたことにより、民間移管に賛成した保育園長が保育士から随分責められた。「民間委託＝民間保育所の予算も削る」ことにならないよう吹田市をお願いしたい。

吹田市に住んでよかったという声を聞き、子育てするなら吹田市だとわざわざ他市から移ってくる方もいらっしゃる。吹田市の保育はすばらしく、その基礎が公立保育所だと思っている。このまま100年たてば人口が半分になるというおそれもあるが、子育て支援に関わる中で、子どもたちを本当に大切に育てたいと切実に願っているので、子どもたちの立場で考えていただきたい。

《委員B》 これから少子化が進む。待機児が多いと言われているが、いつまでも続く訳ではなく頭打ちになり、子どもが減っていくことは間違いない。その時、今ある保育所や幼稚園はそのままでよいのか。

お金がないから公立保育所を民営化するということだが、公立保育所にはたくさんの園児がいる。一方で、公立幼稚園はたくさんあるのに定員割れし、私立幼稚園も園児数は右肩下がりである。公立保育所のあり方は検討するが、お金をたくさん使って少ない園児を預かっている公立幼稚園のあり方はそのままでよいのか。

待機児対策は保育所による対策は進められてきたが、私立幼稚園でも待機児対策に資することはできる。たとえば、最低週4日で4時間が保育所の就労での入所要件だが、それくらいの日数と時間なら幼稚園の預かり保育で預かることが可能である。パートさんのためにフルスペックの保育所を用意しないといけないものか。必要な時に必要な預かり保育を確保できる私立幼稚園は吹田市にたくさんある。幼稚園を有効活用する発想が今までなかった。それを是非視野に入れていただければ、既存の保育所の入所枠に余裕ができるし、足りないからどんどん保育所を建てるようなことにはならない。いずれ供給過多になる。すでに吹田市でも園児数減少のために廃園を決めている私立幼稚園があり、保育所でもそれと同じようなことが起きかねない。

《委員E》 私自身が公立保育所と私立保育所とで何が違うのかよく理解できていない。

吹田市は財政改善のために保育所を委託したい。それは、単に業務委託ということだけでなく、そもそも公立という立場からの撤退を考えているということなのか。委託とは、どこからどこまでの範囲なのか。一部業務の外注も委託だし、民間に丸投げするのも委託である。

《事務局》 待機児童は平成24年4月現在で35人である。徐々に減っているものの、逆に、女性の就労率が上昇していることから問題は解消できていない。私立保育所新設の希望も東あるいは西で少し持ってこられている状況がある。

待機児童がなければ公立保育所がある程度の調整弁として機能を果たしていく必要があるが、一方で私立保育所新設の希望がある。女性の就労率が上がっている中で、公立保育所

で充足しているところでは民間にアウトソーシングすることを考えている。

《委員C》 吹田市の公立保育所の事業メニューは、午前7時から午後7時までの保育、0歳からの保育をされており、その努力は私立保育所も知っている。公立の事業メニューは私立も尊重するものである。それでも民間委託するという事は、理由は財政的なものしかない。それを認めていただかないと市民も納得できない。これだけの事業メニューを実施されているのに、という不安がある。市民のニーズに合う・合わないというのは詭弁ではないか。

それをしっかり認識していただかないと、民間委託ありきとおっしゃったが、委託される側も困った話になる。

《委員E》 従来、公立として市が負担してきた人件費を民間委託することで少しでも安くしようとするのがアウトソーシングだとすると、市は公立保育所をやめます、民間がやってください、ということと同じなのか。

《委員B》 今は頓挫しているようだが、国では「新システム」という議論がある。これも結局のところ、国も財政的に厳しく、限られたお金の中で既存のものをいかに有効に使い、今後の時代に対応していくかということだと思う。

「新システム」は、過疎地も都市部も一緒くたで物事を考えないといけないのは難しいところである。一方で、吹田市という限られた地域で、そして、就学前の子どもの子育てと教育・保育とを一体で見据えた時に幼稚園と保育所がある。今までは独立して、保育課へ行っても幼稚園のことは眼中になかった。でも、幼稚園も保育所も吹田市の貴重な財産だと受け止めた時、それぞれが持てる機能を有効に活かして限られたお金を有効に使うという発想が必要なのではないか。つまり、アウトソーシングとは、吹田市が持つ人的・物的な財産を効率的に活用し、子どもたちにも保護者にもよいものであるように考えていくことだと思う。既存の考え方を外して考える必要があると思う。

《委員C》 配慮が必要な子どもたちもいる中で、公立保育所でしかできないサービスをしっかり拡充していただかないといけないし、私立も協力しながら考えている。

現状と課題の把握について書かれているが、0か100かではなく、公立で拡充しないといけないこと、民間に任せてもよいことなど、幼稚園も含めて整理をどんどんしていかないといけない。一括である・なしというのは難しい議論になる。

《委員E》 だからこそ、公立を残す・公立が事業を続けるためには何をするのかを考える・確認するのがこの懇談会なのか。

《委員F》 確認したい。まず、この懇談会は民営化の可否を議論するのではなく、基本として民営化ありきという前提であり、その民営化は、財源の問題が中心だとしても、民営化によって吹田の保育がよりよくなっていくように、民営化のあり方、今後の公立保育所の役割やあり方について意見交換をする会であるということか。

もう一つは、就学前児童の対策として「幼稚園も含めて」というご意見が出た。それも視野に入れないといけないが、最後の提言の際に公立幼稚園のあり方まで踏み込むのか、公立保育所のあり方だけに留めるのか。

《事務局》 この懇談会は、公立保育所のあり方に関して議論していただく場と考えていただきたい。ただ、先ほどご意見をいただいたが、幼稚園の問題に触れずに方向性は出てこない。具体的な議論は、副市長を座長とする就学前の保育と教育を考える庁内会議で行う。そこで幼稚園のあり方も議論するので、この場でも出されたご意見も反映させる。

《委員B》 私が参画しているのは、公立保育所のあり方を考える場合に公私・幼保全体のビジョンのうえに立ち、そのうえで公立保育所がどうあるべきかを考えるためだと思っている。公立保育所のあり方だけではごく狭い議論しかできない。この場とは別に幼稚園のことを議論しているのであれば、この場で私が発言しても仕方ないのではないかと思う。

《座長》 公立の民営化の話の中には認定こども園の話も出てくるかも知れない。その時、幼稚園のことを何も知らないというのでは議論が成り立たない。結果として公立保育所をどうするか議論だが、幼稚園の要素が議論される時に幼稚園関係者が誰もいないのでは議論が進まない。よって、議論の場に来ていただかないといけない。この場で出た幼稚園の議論を先ほどおっしゃった会議に持って行っていただくということはある。

公立保育所でしかできない機能を如何に打ち立てるかという議論が今後出てくるかも知れない。公立がやりなさい、というだけではやるためのパワーがない。仮に、民営化によって何園かがなくなり、なくなった分のパワーを振り分けるような事業交替・事業交換をやることも含めて、お金だけでなく、事業内容の検討が新たなニーズへの関わりとなるのではないか。

もう一つ、幼稚園も働くお母さんの手助けをしている点である。たとえば、3時間くらいのパートのお母さんの幼稚園へ通っている子どもが、夏休みには一時預かり・一時保育で保育所を利用するケース。幼稚園もこれと同様の機能を果たすことが考えられる。幼稚園だからこうだ、保育所だからこうだ、というのではなく、双方のことをどれだけ公立保育所が取り入れることができるか、幼稚園の事情をお話いただくことが重要である。

《委員B》 次世代育成支援の委員も務めているのだが、常々思うのはいくら会議で発言しても事務局には響かないということである。行政の壁がある。事務局にはこども部の方しかいらっしやらず、幼稚園のことは教育行政だということになる。これが続く限り、抜本的な解決ができないと思っている。

他市では、教育部門と保育部門とが一つの部署になり、全体を俯瞰して就学前教育のあり方を含めた進め方をしているところがある。認定こども園のこと、保育所の民営化のことなどを大きな枠組みの中で考えることができる。

しかし、吹田市の現状は依然として福祉行政と教育行政とが別々であり、福祉行政の場で幼稚園のことを話しても全く届かない。それが歯がゆいところであり、吹田市の欠陥だと思っている。

《事務局》 ご指摘のように、教育委員会も出席してもらわないと進んでいかないことなので、次回から必ず出席するよう再度要請する。

(2) 吹田市の保育行政の現状について

《事務局》 資料説明

《委員D》 病児・病後児保育のこともこの懇談会で考えるのか。

《事務局》 病児・病後児保育は現在2施設で行っており、保育所で行っているのは北千里病後児保育室だけである。民営化との関連では、定員のバランスなどご意見があればご考慮いただくことになる。

民営化のあり方の点では看護師の配置が大きく影響する。資料で示しているのは施設型病児・病後児保育だけだが、各園の看護師の配置は体調不良児対応型に関係するものであり、

それを念頭に置いてご議論いただきたい。

《委員D》 私の発言の趣旨は、病児・病後児保育の決算を見せていただきたいというものである。

《委員D》 虐待の受入状況・受け皿・仕組みのデータがあれば出していただきたい。

ファミリー・サポート・センターは基本的にはNPOが運営しているのか。市とは別の主体か。

《事務局》 援助会員と依頼会員とを結びつける役割は市が直営で行っている。

《委員D》 責任は援助会員が自己で負うことになるのか。保険等の対応がどのようになっているのか気になった。

《委員F》 ファミリー・サポート・センターは、保護者の立場からはどの地域が利用しやすいというようなことがあるのか。また、申込みにおいて、どの地域も依頼会員と援助会員とのバランスがとれているのか。

《事務局》 援助会員が依頼会員に比べて少なく、援助会員を増やすための取組をしている。地域によってバランスが違い、援助会員が少ない地域もある。できる限りご要望にお応えし、地域が離れた方にも利用していただけるよう、アドバイザーがコーディネートしている。

《委員B》 資料p. 19「②園児一人あたりの保育経費」は、月額金額か。

《事務局》 月額である。

《委員D》 市の支払い（市費負担額）は、公立が35億円、私立が4億6,000万円なので、市の持ち出しだけで6倍以上の差があるということか。

《事務局》 私立は国から補助があるので、一般財源で言えば開きが大きい。

《委員D》 全部を民営化すれば35億円減るということか。民営化はその根拠ということか。

《事務局》 一般財源の持ち出しが減るので負担が減る。財政の選択と集中ということで、新しい施策を打つうえでの財政的な制約が厳しくなっており、それを解消したい。

《委員C》 資料p. 18「(1)保育所実施体制の状況」にあるように、保育士の配置が財政上の負担になっているのではないかと思う。「②公立保育所職員の配置状況」に「用務員」とあるが、用務員は私立保育所にはいない。そのあたりも含めて考えていただきたい。

資料p. 14の地域子育て支援センターに配置されている保育士は子育て支援課から派遣されている職員であり、資料p. 19「①保育関係経費の決算額内訳」には含んでいないはずである。

《委員B》 5園を民営化すればいくらお金が浮くのか。

《事務局》 試算では、1園で8,000万円弱、その5倍が一般財源で削減できる。

《委員A》 民間で長く働いた経験で言うと配置基準の差は羨ましい。民間もこうあるべきだと思う。公立の配置基準が多いからよくないのではなく、民間にも公立の配置基準に合わせてほしいと西宮でも要望してきた。西宮では、1歳児なら公立は5：1、民間は6：1であり、1歳児18人を3人でみるということになる。民間保育所では自分たちの身を削って保育しているようなところがある。先生たちはよく頑張っているけれども、配置基準として大変である。努力されていると思うし、こんな比較のされ方はしてほしくないと思う。

《委員D》 親の立場としては配置基準が気になる。保育士全員が100の愛情を持っているなら、園児が多ければ多いほど園児1人に注がれる愛情は少なくなるし、事故も多くなる。配置基準は譲れないと思う。

私立保育所に用務員がいないというならば、食事はどのように用意しているのか。

《委員C》 給食調理員がいる。

- 《委員D》 公立保育所では給食調理を事務員が行っているのか。
- 《事務局》 公立保育所では給食と清掃が兼務である。
- 《委員D》 自園調理は食育の観点からも残していただきたい。吹田は栄養士が各園において素晴らしい給食を出されていると思うので、堅持していただきたい。
- 《委員D》 保育料階層別の内訳で、多子減免を受けている家庭の階層別は出るのか。
- 《事務局》 次回に用意する。
- 《委員B》 資料p. 20「③保育料」について、保育料は保護者の所得によって決まるが、幼稚園は直接契約なので一旦施設に保育料を支払い、あとから補助金が返ってきて軽減される。補助金は所得に応じて変わるので、保護者は所得に応じて保育料を負担することになる。
- 保育所と幼稚園の保育料の所得階層は全然リンクしておらず、階層ごとの比較ができない。どちらが自分にとって安く、高いのかがわからない。対応がわかる表があればいいのにとつくづく思う。同じ所得階層ごとになら、出てくるのではないかと思う。
- 《事務局》 次回に用意する。
- 《委員D》 市町村民税52万2,000円は年収でだいたい650万円くらいになる。
- 《委員F》 資料p. 23の「①幼稚園の在園児の状況」は公立と私立を合わせた数字か。公立と私立とで差があるのなら、分けたデータがあるとよい。
- 《事務局》 次回に用意する。
- 《委員C》 資料p. 25の「3 実施に向けた課題」に「適正な選定基準」や「公立保育所と同等の水準を保つために必要な措置」などと出てくるが、これらはどこで議論するのか。
- 《事務局》 この資料は市内部の政策会議で検討した資料であり、「3 実施に向けた課題」は議論の方向性としてこのような内容を考えているというものである。
- 《委員C》 これらはこの場で議論するのか。
- 《事務局》 この場で細かいことまでは議論するのは難しいと思う。
- 《委員C》 だとするならば、別に議論の機会があるのか、市が決めるのか、どちらか。具体的な園の選定ではなく、「適正な選定基準」の議論はどこかで行われるのか。
- 《事務局》 選定基準は具体的な話になるので、別途選定会議を設ける予定である。選定基準の方向性はこの場でご議論・ご発言いただければよい。
- 《委員F》 資料p. 25が今日の議論で重要だと思う。資料p. 25「3 実施に向けた課題」の中でこの懇談会はどれを議論し、どこまでの提言が必要なのか。懇談会の位置づけをもう少し説明していただくほうが、今後の議論の焦点が絞られるので説明していただきたい。
- 《事務局》 政策決定において、資料p. 25の「1 方向性」と「2 実施時期」として平成28年度からアウトソーシングを開始することは決定している。
- 「3 実施に向けた課題」については、この懇談会で話しあっていただくことの例示であり、議論はこれに限定されるものではない。
- 《委員C》 では、選定基準についても発言してよいのか。
- 《座長》 選定基準や選定基準の方向性は選定委員会で決めるのではないのか、そこをはっきりさせる必要がある。事業者選定をする委員会が事業者選定基準を決めるのか、この場での発言はどこまで反映されるのか。
- 《事務局》 選定委員会は具体的な募集要項を作る作業を念頭に置いている。この場で方向性についてのご意見いただければ、公立保育所が担う役割と結びついてくるので、選定委員会

も示された方向性に縛られることになる。

《委員C》 ということは、この場で発言してもよいが、そのまま決まるかどうかはわからないということか。意見としては聞いていただけということか。

《座長》 この場で決めるとなると混乱する。資料p.25の政策決定がなければこの場で方向性を出していただいてもよいが、政策決定があり、次には選定委員会をつくるということなので、この懇談会では、その間として政策決定に色付けする意見、参照にしてもらえる意見を出していただくということだと思います。

《委員F》 今おっしゃったように、各委員に議論の方向性を理解していただかないといけないと思う。政策決定の考え方、決定に至った流れを我々が理解している訳ではない。考え方を押さえて議論したほうがよいので、次回にその説明を丁寧にさせていただきたい。

《委員A》 西宮では幼保小の連携があり、毎月必ず1回地域ごとの会議が行われ、その中心を子育て支援センターという市の施設が担っている。日常から交流会や情報交換が行われており、私はとてもよい制度だと思っている。小学校との連携、見学や体験入学のようなこと、お互いの幼稚園の交流など、吹田でもやってもらえればと思う。

《事務局》 吹田市でも幼稚園・保育所・小学校の地域教育協議会という名称で、地域の民生委員、福祉委員の参画も得た会議がある。また、子育て支援課が主となって連絡会、民間の保育所の先生方に入っただけの連携、1か月に1回ではないが、行事の交流も含めて行っている。ご意見は参考にする。

《委員D》 保育料についてはこの懇談会で議論するのか。

《事務局》 ご議論いただきたい。

《委員G》 地域教育協議会のほか、保育所の先生と小学校の先生が地域によっては交流をされている。市として懇談会があるのかはわからないが、地域ごとの取組は見られる。

《事務局》 地域教育協議会は18中学校区で平成12年から設置している。メンバーは連合自治会、地区福祉委員、民生委員、公立小中学校、公立幼稚園・保育所、場合によっては私立保育所も入っている地域もある。地域全体で子どもを育てていこうという取組であり、地域の関係する大人全体が議論する場として各地域で活動していただいている。地域によってさまざまな活動が行われているので一つの固まったような取組ではなく、それぞれで個性的な子どもに関する行事を設定していただいている。

(3) 今後の懇談会の運営について

《事務局》 資料「吹田市公立保育所のあり方懇談会開催（予定）」について説明する。

※第2回から第4回の開催日程について、出席委員全員了承する。

(4) その他

《事務局》 第2回懇談会の開催内容について説明。

以上